

第 号  
令和 年 月 日

殿

山梨県知事 印

県内観光資源多言語案内加速化事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった県内観光資源多言語案内加速化事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第7条第1項の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。  
補助事業に要する経費 円  
補助金の交付決定額 円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 県内観光資源多言語案内加速化事業費補助金交付要綱第13条に定める財産処分制限期間は次のとおりとする。

種類	構造又は用途	細目	耐用年数
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇年

- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
  - (1) 補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。  
ア 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- 6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
  - ア 法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反したとき
  - イ 補助金を本事業以外の用途への使用をしたとき
  - ウ 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき
  - エ 交付決定後生じた事情の変更等で、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき
  - オ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。
- 8 交付要綱第5条第3項の定める所により、消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除税額に補助率を乗じて得た金額を減額する。
- 9 補助事業が完了した日又は中止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は令和4年2月1日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。
- 10 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は財産処分制限期間を経過するまでは、整備保管しておかなければならない。